

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 17 回 総 会

令和 7 年 1 月 30 日（木）

名護市農業委員会 第 17 回総会

開催日時 令和 7 年 1 月 30 日（木）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	○	3 番	川上 達也	○
4 番	岸本 信子	◎	5 番	山城 秀樹	○	6 番	仲村 正司	○
7 番	前川 太輝	○	8 番	伊波 實	欠	9 番	宮城 政喜	欠
10 番			11 番	比嘉 政昭	欠	12 番	川野 圭輔	◎

（農地利用最適化推進委員）

13 番	大城 昭夫	○	14 番	清水 一郎	欠	15 番	比嘉 海斗	欠
16 番	呉屋 信竹	○	17 番			18 番	林 昌平	○
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	○	23 番	上地 一宏	○	24 番	野原 三喜郎	○
25 番	藤原 邦彦	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

- 議 案
- 第 98 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 99 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第 100 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 101 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 102 号 農用地利用集積計画に係る意見について
 - 第 103 号 非農地証明願について
 - 第 104 号 農用地利用促進計画案に係る意見について
 - 第 105 号 農地利用最適化推進員の辞任について

(開会)

- 局長 おはようございます。第 17 回名護市農業委員会の総会を始めさせていただきます。
- 議長 第 17 回名護市農業委員会総会を開催します。本日の出席者は 11 名中 8 名、議事録署名人は 4 番委員、12 番委員お願い致します。

(議案第 98 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

- 議長 議案第 98 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

- 局長 議案第 98 号農地法 3 条の許可申請の方が出されております。案件は 5 件ございます。詳細については、担当より行います。

- 事務局 議案第 98 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月 5 件の申請となります。

整理番号 1 番 幸喜の 2 筆、地目は畑、面積合計 1,503 m²。規模拡大による使用貸借権。従事日数 250 日。予定作物はバナナとなっております。

整理番号 2 番 為又の 1 筆、地目は畑、面積 1,380 m²。規模拡大による 3 条有償移転。従事日数本人 160 日。予定作物はバナナ、ウコン、コーヒーとなっております。

整理番号 3 番 稲嶺の 8 筆、地目は畑、面積合計 2,521 m²。新規就農による 3 条無償移転。従事日数本人 150 日。予定作物は野菜、マンゴー、パパイアとなっております。

整理番号 4 番 仲尾次の 1 筆、地目は田、面積 863 m²。新規就農による 3 条有償移転。従事日数本人 200 日。予定作物はマンゴーとなっております。

整理番号 5 番 山入端の 1 筆。地目は畑、面積が 603 m²。新規就農による 3 条無償移転。従事日数本人 150 日。予定作物はミカンとなっております。

- 議長 事務局から説明がありました、議案第 98 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に

よる許可申請について、質疑がありましたらお願いします。

質疑がないようなので、議案第 98 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、すべて可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 99 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について

議長 議案第 99 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願い致します。

局長 議案第 99 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請が出されております。今月 3 件ございます。詳細については担当より行います。

事務局 整理番号 1 番と 2 番、関連しておりますので、まとめて説明致します。
整理番号 1 番、親川の 1 筆、地目が田、面積 287 m²。続けて 2 番、同じく親川の 1 筆、地目が田、面積 132 m²。1 番が駐車場、2 番が一般住宅としての転用となっております。整理番号 1 番が、以前にも駐車場として取得していましたが、今回は、取得した土地の一部住宅、一部を引き続き駐車場として転用するということで申請が出されております。以前駐車場として取得したのですが、駐車場として使われていないという経緯が確認できましたので、確認したところ、事情があり、すぐには着手することができないまま今日に至ったとのこと。今回、改めて自宅を整備するにあたって駐車場も作り整備するとのこと確認もとれております。
こちらの接道についてですが、使用の承諾を得ております。農地区分が第 2 種農地で約 0.4ha の広がりがあります。

整理番号 3 番におきましては、4 条と関連しておりますのでまとめて説明させていただきます。

議長 議案第 99 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、1 番と 2 番、質問はありませんか。

議長 質疑がないようなので議案第 99 号 1 番と 2 番可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 100 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 100 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

局長 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について出されております。案件は 3 件ございます。詳細につきましては担当より行います。

事務局 整理番号 1 番 為又の 1 筆。面積 130 m²。名護市の道路事業で分断された農地の残地となっております。申請者が以前に 4 条で許可申請し、共同住宅を建築中なのですが、追加で残地部分に駐車場として利用するための申請となっております。農地区分が第 2 種農地。農地の広がり 0.1ha 未満の農地となっております。

整理番号 2 番 我部祖河の 1 筆。面積 3,267 の内 670.44 m²。転用目的が農機具倉庫及び紅茶製造所となっております。加工所も自前で設置しております。生産加工までやるとのことでした。今回許可を取る前に、すでに紅茶製造所も設置しております。それにつきましては、始末書で今後は農地法の規定を順守するようという事で申請も頂いております。

整理番号 3 番 大北の 3 筆。先ほど、事変の中でも飛ばした 3 番と関連しております。一つ目の筆が、以前、共同住宅を建てる申請を出して許可を得ているのにも関わらず、もう一方の土地にまたがって建てられている状況になっております。また、駐車場としても使用しております。今回、事変で敷地の変更として、4 条の方で申請しております。3 筆の合計面積が 1,004 m²となっております。転用目的が共同住宅及びその駐車場。許可を取ったものの以外は始末書を頂いております。農地の用途区分としましては、第 3 種農地。都市計画の用途地域が定められている土地となっております。

議長 議案第 100 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事変の 3 番について、質問はありますか。

委員 2 番我部祖河の件ですが、農機具小屋等は農用地でも可能ですが、加工所というところが、引がかかるのですが。

事務局 農振農用地内で農機具倉庫であれば、90 m²以下であれば届出だけで済むとこ

ろですが、農産物の加工販売施設となると面積に関わらず、県の転用許可が必要となるので、今回総会で転用事項としての申請です。

委員 こちらで可決しても県の方でも審査があるということですか。

事務局 はい、その通りです。

議長 他にないですか。質疑がないようなので議案第 100 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、申請通り可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 101 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 101 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

局長 議案第 101 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が出されております。案件は 5 件ございます。詳細につきましては、担当より行います。

事務局 整理番号 1 番 真喜屋の 2 筆、面積 899 m²。所有権移転。転用目的が事務所及び駐車場となっております。農地区分は第 2 種農地。一団農地の広がり が 0.2ha 未満の土地となっております。

整理番号 2 番と 3 番、まとめて説明致します。呉我の 2 筆、493 m²と 925 m²。転用目的が資材置場となっております。農地区分は第 2 種農地。一団農地の広がり が 0.1ha 未満となっております。

整理番号 4 番 饒平名の 2 筆、面積合計 350 m²。所有権移転。転用目的が農産物販売所となっております。農地の区分は第 1 種農地となっております。第 1 種農地、例外規定の中で、農産物販売施設でその地域で生産される農産物の販売を行う施設で、農業者みずから設置する施設の他、農業者の団体が行うものについては例外として認めるとなっております。実際、地域で生産される農産物なのかということになるのですが、今回申請の補助、補足資料として、連名で地域の農業者さんからもご署名頂いております。蜂蜜、野菜を生産されている農家さんになります。譲受人は本土からの修学旅行生のツアー企画の中で、地域の農産物のお土産など販路として転用したいとのこと

です。こちらは地域農業の振興のため、支障はないかと思います。

整理番号5番 大北の1筆、面積864の内63.81㎡。転用目的は宅地造成となっております。

農地区分は第3種農地で用途地域が定められた農地となっております。用途地域内であれば、宅地造成のみであっても、直近で宅地としての活用見込みがあるのであれば許可できるという規定があります。

議長 事務局から説明のありました議案第101号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について質問ありませんか。

委員 整理番号4番 饒平名の件ですが、とても素晴らしいことだと思いますが、連名している方も地域の方ですか。

事務局 はい、連名の方も地域の方です。提供する商品がマングローブの苗木、苗木から作った染め物、シークワサー、苗木、グアバ、養蜂等で売り上げを立てるとのことで、農作物以外は車エビも販売予定とのことです。

委員 転用した後に農振地区から外れて家を建てる事が可能になると聞いたので、そこがそれを第1種農地でやっていいのかなというか、むしろ自分たちもやろうと思ってしまうというのが不安。道の駅などでも販売もされているので。

事務局 その懸念はあります。農地区分としては、農振は入っておらず第1種農地で農地法の規制がかかっているだけで、実際転用の許可を出した後、事業としてやったがうまくいかなくて地目が変わっていた場合、農業委員会の管轄外なので第1種農地も関係なく転売ができるので懸念はあります。

委員 地域の区長さん、周りの方も知っているかどうかなんです。

事務局 区長等の承諾、同意はないです。規定の中では地域の農産物、農家さんが申請するので、農産物が売り上げの過半数を占めていれば良いというシンプルな規制なので、委員がおっしゃる通り誰もがこういう形で申請を行い第1種農地が潰れていく危険は否定できないです。代替地、他にも検討したとの事で地主の同意が得られなかったということですが、正直すべての農地を当たったのかという疑いはあります。

議長 他にありませんか。

議長 質疑がないようなので、議案第 101 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 102 号 農用地利用集積計画に係る意見について)

議長 議案第 102 号 農用地利用集積計画に係る意見について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 102 号 利用権設定についての届けが出されております。令和 7 年 1 月 27 日付で名護市長より農業委員会の方に意見書が出されております。譲渡人が 7 名、譲受人が 7 名となっております。詳細については、担当より行います。お願いします。

事務局 整理番号 1 番から 3 番 饒平名の 3 筆、5 年間の解除条件付き賃借権。予定作物がサトウキビ、再設定。法人で代表取締役 1 名。役員 1 名がそれぞれ 250 日従事予定。雇用 2 人がそれぞれ 100 日従事予定。

整理番号 4 番 久志の 1 筆、10 年間の使用貸借。予定作物がサトウキビ。新規 34 歳。農業補助者 1 名。農業従事日数 150 日従事予定。

整理番号 5 番 三原の 1 筆。利用権の使用貸借から所有権移転。予定作物がサトウキビ。従事日数 150 日従事予定。

整理番号 6 番から 8 番 振慶名の 3 筆。4 年 2 ヶ月の賃借権。予定作物がコーヒー。新規 49 歳。従事日数 250 日従事予定。

整理番号 9 番 10 番 済井出の 2 筆。6 年間の賃借権。予定作物がパイン。新規 56 歳。従事日数 250 日従事予定。

整理番号 11 番 仲尾の 1 筆。10 年間の賃借権。予定作物がキャッサバ。新規 59 歳。従事日数 150 日従事予定。

整理番号 12 番 13 番 屋部の 2 筆。10 年間の使用貸借。予定作物が果樹。
再設定 72 歳。従事日数 200 日従事予定。利用権、以上 13 件です。

議長 只今、議案第 102 号 農用地利用集積計画に係る意見について、質問ありますでしょうか。

委員 整理番号 6 番～8 番 坪単価 33 円というのはどう決まるのですか。

事務局 財政課で決められているものです。

委員 名護市の土地は 33 円ということですか。

事務局 一律ではないですが、場所によって決まっているのかと思います。

委員 わかりました。

議長 他にないですか。

議長 質疑がないようなので、議案第 102 号 農用地利用集積計画に係る意見について、すべて可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 103 号 非農地証明願について)

議長 議案第 103 号 非農地証明願について、事務局よりお願いします。

局長 議案第 103 号 非農地証明願について出されております。案件は 4 件ございます。詳細については担当よりお願いします。

事務局 整理番号 1 番 喜瀬の 1 筆、地目が畑。面積 123 m²。非農地の事由としましては、約 30 年以上前より農地としての利用はなく原野化している。また、海沿いに位置し塩害もあるため耕作するには不向きな土地であるとのことでした。現地調査で確認したところ、大きな木が茂っており、周囲も同じような形で耕作されていないようでしたので委員の意見でも、耕作するには難しいだろうとの事でしたので、非農地証明相当となっております。

事務局 整理番号 2 番 伊差川の 2 筆 地目が田。面積合計 1,206 m²。非農地の事由としましては、進入路のない袋地になっており約 20 年以上前より農地としての利用はない。農地としての有効活用は困難であるとのことでした。

整理番号 3 番 辺野古の 1 筆 地目が畑。面積 714 m²。非農地の事由としましては、当該申請地は約 50 年以上前より農地としての利用はなく、山林化している。また進入路のない袋地となっており農地としての有効活用は困難である。現地調査の写真を見て頂いたら分かるかと思いますが、かなり傾斜のある土地になっており、非農地証明相当であろうという形になっております。

整理番号 4 番 宮里の 1 筆。地目が田。面積が 56 m²。 非農地の事由としましては、当該申請地は小面積の土地で周辺一帯も駐車場として利用されているため今後農地としての利用は困難であるとのこと。こちらに関しましては、現地調査を行いました調査員の方から意見ををお願いします。

委員 申請地は、隣地の店舗駐車場として使用されており違反転用の状態となっておりますが、小面積である点や周囲の市街化の状況を踏まえ判断する必要があると感じました。以上を踏まえた調査員の意見ですが、当該申請地は現地調査のみでは判断が困難であるため総会での審議をお願い致します。以上です。

事務局 補足で説明になるのですが、申請地の上の方に店舗があるのですが、駐車場として長年利用されていた。その隣の土地に関しては、駐車場として転用許可されている土地となっておりますが、今回の申請地は許可が取られていない土地になります。また、下の方が駐車場として利用されているのですが、名護市の道路整備事業で新しく計画されているのですが、そこが一部申請地に係っているところになっております。非農地、以上になります。

議長 ただ今、事務局から説明がありました議案第 103 号 非農地証明願について質問ありましたら挙手をお願いします。

委員 質問なのですが、名護市の道路で買い上げ予定ということですか。

事務局 そうですね。買い上げる土地に関しては、おそらく事業用用地だけですが道

路に係っている一部になると思います。

委員 その場合、農地と非農地では、金額は異なるのですか。

事務局 同じです。金額はかわらないです。現況を見てからの判断です。

委員 見積はだしているのですか。

事務局 そうです。

議長 他にないですか。

委員 例えば、転用となったとしても転用許可取る理由付けができないのですか。手続きの問題だと非農地の方が早いですか。全体としても非農地でとは思っているのですが、転用となると理由付けが必要ということですか。

事務局 そうですね。場所が用途地域の第3種農地ということで、転用できる場所ではあるのですが、転用するにあたり現在、駐車場として使われてるので、図面を作って頂き、許可後には利用状況報告書を提出しないと地目変更ができないとなると大体、9ヶ月ほど要するので、地主としては急ぎたいということです。

議長 他に質問ないですか。

議長 ないようなので、議案第103号 非農地証明願について、可として宜しいでしょうか。

委員 異議なし。

議案第104号 農用地利用促進計画案に係る意見について

議長 議案第104号 農用地利用促進計画案に係る意見について、事務局より説明をお願い致します。

局長 議案第104号 促進計画に係る意見の方が出されております。こちらの方も担当より説明を行います。

事務局 整理番号 1 番 古我知の 4 筆。6 年間の賃借権。予定作物が水稻。目標地図の位置づけ含めて受け手の説明を委員の方から説明お願い致します。

委員 受け手は認定農業者で主に我部祖河、古我知で経営されており、経営作物は水稻、田イモ、ドラセナ、野菜などです。当該農地では水稻を耕作予定です。当該農地は目標地図で担い者が今後検討となっており、本地区の目標地図内で担う者となっております。

事務局 整理番号 2 番 川上の田 1 筆。10 年間の賃借権。こちらも予定作物が水稻となっております。こちらの説明も委員の方からお願い致します。

委員 受け手は川上地区を中心に水稻を耕作されています。当該農地でも水稻を耕作予定です。当該農地は目標地図で担う者が今後検討となっており、本地区の目標地図内で担う者となっております。

事務局 整理番号 3 番 我部祖河の田 2 筆。8 年間の賃借権。予定作物がドラセナ、花卉となっております。こちらも委員の方で説明お願い致します。

委員 受け手は、羽地地区を中心にドラセナ、アレカヤシを耕作されています。今回、仲尾の 1 筆では花卉、我部祖河の 1 筆ではドラセナの耕作を予定されております。当該農地は目標地図では仲尾は別の担う者が色落としており、我部祖河は担う者が今後検討となっております。

事務局 只今事務局から説明がありました議案第 104 号について質問はありませんか。

議長 問題ないようなので承認ということで宜しいですね。

委員 異議なし。

議案第 105 号 名護市農地利用最適化推進委員の辞任について

議長 議案第 105 号 名護市農地利用最適化推進委員の辞任について、説明お願い致します。

事務局 議案第 105 号 名護市農地利用最適化推進委員の辞任について委員の方から一身上の都合により辞表が出されております。
農業委員会等に関する法律第 23 条 推進委員は、正当な事由があるとき

は、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができるとなっております。

明日から名護市農地利用最適化推進委員の補充募集について、2月28日まで募集を開始したいと思います。ホームページや伊差川・山田区2カ所へ依頼予定、委嘱日は4月1日を予定しております。3月の総会で候補者の評価をする予定となっております。以上です。

議長 只今の議案について何か意見はありませんか。なければ承認ということで宜しいですか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。
これをもちまして、第17回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(野原朝行)

野原朝行

署名委員(岸本信子)

岸本信子

署名委員(川野圭輔)

川野圭輔

